

市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発(建築)行為の取扱い基準

法第34条第14号
令第36条第1項第3号ホ

〔平成22年7月2日 施行〕

市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発(建築)行為のうち、開発審査会その他1件案件の個別附議の対象となるものは次のとおりとする。

市街化区域に存する敷地が、周囲の状況等により市街化区域内のみでは建築基準法第43条の規定(接道)を満たすことが困難と認められ、そのために市街化調整区域に専用通路及び敷地内通路の機能を確保する目的で、路線状部分の敷地を計画する場合で、次に掲げる要件のすべてに該当するものは、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- (1) 路線状部分の敷地は、基準を満たす既設道路まで合理的な最短距離で計画されていること。
- (2) 路線状部分の幅員は、建築基準法及び相模原市建築基準条例に規定されている接道及び敷地内通路に必要な最小幅員とすること。
- (3) 予定建築物の用途は、当該市街化区域の用途地域で規定される範囲とすること。
- (4) 建ぺい率、容積率、外壁の後退距離等は、市街化調整区域を除いた市街化区域内の敷地部分で当該市街化区域の用途地域の基準に適合すること。
- (5) 路線状部分の土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

(例)

